○巡査の階級にある警察官に対する司法警察員の指定について

（昭和41年８月12日例規第22号）

［沿革］　昭和49年４月例規第16号、58年６月第12号、８月第20号、９月第27号、平成３年２月第９号、４年５月第28号、７年12月第74号、９年８月第32号、15年２月第６号、16年３月第17号、17年７月第16号、９月第25号、18年１月第２号、20年３月第25号、25年３月第10号、26年２月第５号、28年２月第４号、29年３月第６号、30年３月第８号、令和２年２月第５号、３年３月第16号、４年３月第５号、５年３月第９号改正

このたび、刑事訴訟法第１８９条第１項及び第１９９条第２項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年７月奈良県公安委員会規則第３号。以下「規則」という。）第１条第２項及び第３条に基づき、巡査の階級にある警察官に対する司法警察員の指定について、次のとおり定めた。

したがって、今後、次の基準に適合する者は、自動的に司法警察員の指定を受けた者となるものとし、基準に適合しなくなった者は、司法警察員でなくなるので、その運用に過誤のないようにされたい。

記

規則第１条第２項の規定に基づき、採用時教養終了後実務３年以上の経験を有する巡査の階級にある警察官で、次の各号のいずれかに該当する者を司法警察員とする。

１　現に次に掲げる職務に専従する者で、当該職務に通算して１年以上の経験を有する者

(1)　生活安全（生活安全部人身安全対策課、少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課並びに警察署の生活安全係、生活安全総務係、人身安全対策係及び生活安全捜査係の職務をいう。）

(2)　捜査（刑事部捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課及び機動捜査隊並びに警察署の総務係、強行犯係、盗犯係、強行盗犯係、知能犯係、組織犯係、知能組織犯係及び捜査鑑識係の職務をいう。）

(3)　鑑識（刑事部鑑識課及び警察署の鑑識係の職務をいう。）

(4)　交通（交通部交通指導課、交通機動隊及び高速道路交通警察隊並びに警察署の指導取締係、交通捜査係及び交通係（指導取締及び交通事故事件の捜査の事務に限る。）の職務をいう。）

(5)　警備（警備部公安課、外事課及び警備課並びに警察署の警備係の職務をいう。）

２　別表に掲げる駐在所に勤務する者

別表

勤務する者が司法警察員の指定を受ける駐在所

警　察　署　名	名　　称	位　　置
桜　井　警　察　署	御 杖 駐 在 所	宇陀郡御杖村大字菅野
	高 見 駐 在 所	吉野郡東吉野村大字木津
五　條　警　察　署	大 塔 駐 在 所	五條市大塔町宇井
	野迫川駐在所	吉野郡野迫川村大字北股
	上野地駐在所	吉野郡十津川村大字上野地
	風 屋 駐 在 所	吉野郡十津川村大字風屋
	重 里 駐 在 所	吉野郡十津川村大字重里
	折 立 駐 在 所	吉野郡十津川村大字折立
	瀞　駐　在　所	吉野郡十津川村大字神下
	平 谷 駐 在 所	吉野郡十津川村大字平谷
吉　野　警　察　署	柏 木 駐 在 所	吉野郡川上村大字柏木
	河 合 駐 在 所	吉野郡上北山村大字河合
	黒 滝 駐 在 所	吉野郡黒滝村大字寺戸